

■ 事業内容

「堺をスタートアップの実証フィールドへ」をキーワードに、市内外のスタートアップ等が本市内において実証事業に取り組みたい新たなビジネスアイデアを広く募集します。
採択企業には、実証フィールドの提供や事業経費の補助などを実施します。

■ 支援内容

- ・市内公共施設、協力企業が有する施設などの実証フィールドの提供
- ・実証事業実施に必要な市内民間事業者とのマッチング
- ・行政課題の提供（堺市の担当部署の紹介等）
- ・実証事業のP R支援 他

■ 補助額

1 0 0 万円／件

■ 補助率

1 ／ 2 以内

令和7年度 募集テーマ（案）

1. 堺市の社会課題の解決や市民生活の質の向上に資する取組であること。
2. 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に資する取組であること。

応募資格

- ・堺市内で革新的なビジネスアイデアの実証事業を行うスタートアップ等であること
- ・実証事業を行う過程や結果として、堺市内の地域課題の解決への寄与や、市内雇用創出等の地域経済効果をもたらす可能性のある事業計画を有すること
- ・提案プロジェクトを自ら実施できる事業者であること（所在地は問いません） 他

募集時期

令和7年5月下旬（予定）

※今後の情報は堺市ホームページ、S-Cubeホームページでご確認ください。



（堺市）



（S-Cube）

■ 事業内容

新商品の生産又は新サービスの提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市が認定し、認定事業者の**初期需要創出**及び信頼性向上による**販路開拓を支援**するとともに、当該新商品等を市が随意契約による調達を可能とする制度です。

※必ず購入するわけではありません

ー対象となる新商品等ー

- ①申請の時点で、販売又は提供開始から5年以内にあること
 - ②既存の商品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること
 - ③市場性が見込まれる商品又は役務であること
 - ④市の機関において使途が見込まれ、かつ購入実績が少ない商品又は役務であること
 - ⑤関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じない商品又は役務であること
- ※ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除きます。

■ 認定期間

認定された日から2年後の年度末まで

■ 募集時期

令和7年6月上旬（予定）



今後の情報はこちらから
（堺市HP）

認定商品・サービス（令和6年度）



個々の身体活動量を計測できる介護サポートウォッチ
『ケアWATCH』



「日常に溶け込む健康家具
『BEGINNERS RACK』」



「介護タクシー利用に関する悩みを解決する配車アプリ
『のれるんです』」

調達実績（一例）

認定商品・サービスを市で調達し、様々な場面で使用しています。



【総合防災センター】



【小学校】

【賃料補助制度】

対象者

事務所等を新たに賃借し、外部から資金調達又は雇用がある方のうち(1)または(2)

(1) S-Cube、堺市が実施する特定の施策受講者

(2) 事務所等で行う事業が以下のいずれかに該当する方

①ICT企業

②S-Cubeに入居している又は入居していた方

③法人設立後10年以内、3期前から売上1,000万円を超える方

④大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして扱う方



[中百舌鳥地域]

支援内容

補助対象経費：事業所を開設してから36カ月の賃料（税抜）

補助率：30%（30歳未満が代表の企業・個人は50%）

上限額：500万円（36カ月の上限）

※詳細は堺市のHPからご覧ください。

※補助金の申請前に、**事前相談が必要**です。



【フレキシブルオフィス・スモールオフィスの整備】

対象者

- (1) 床面積合計50㎡以上のフレキシブルオフィスを賃借により整備、運営する方
- (2) 床面積合計50㎡以上のフレキシブルオフィスを取得により整備する方
- (3) 建物を賃借し、2区画以上のスモールオフィスを整備しサブリースする方
- (4) 建物を取得(※)し、床面積合計50㎡以上のスモールオフィスを整備する方

※取得：新設、増設、建替え又は購入により調達すること

支援内容

補助対象経費：①事務所等賃借料、②建物改修・取得等の経費

補助率：30%

上限額：1,000万円

補助期間：① 36カ月、②開設時1回限り

※10年間の事業継続義務があります。



[中百舌鳥地域]

※詳細は堺市のHPからご覧ください。

※補助金の申請前に、**事前相談が必要**です。



堺市都心地域産業拠点強化補助金



対象者

- (1) 常勤5名以上・床面積50m²以上の事務所賃貸で下記①～⑤に該当する方
- ①都心地域に事業所等を設置している市外企業
 - ②市内に本社以外の事業所を既に設置している市内企業であって、その本社又は本社機能を市外から都心地域に移転する市内企業
 - ③都心地域に初めて事業所等を新設する外資系企業及び外国公務の事務所
 - ④都心地域に事業所等を拡張する市内企業
 - ⑤都心地域に事業所等を新設する創業者
- (2) S-Cube、堺市が実施する特定の施策受講者

支援内容

補助対象経費：事業所を開設してから36カ月の賃料（税抜）

補助率：30～50%

上限額：500万円（36カ月の上限）



[都心地域]

※詳細は堺市のHPからご覧ください。
※補助金の申請前に、**事前相談が必要**です。

